議案第45号

天理市子ども・子育て会議条例の制定について

天理市子ども・子育て会議条例を次のように制定しようとする。

平成25年6月7日提出

天理市長 南 佳 策

天理市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第 77条第1項の規定に基づき、天理市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。
 - (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務に関する事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

- 第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 子どもの保護者
 - (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
 - (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の 残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

- 3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。
- 2 会長は、子ども・子育て会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、子ども・子育て会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、 又は必要な書類の提出を求めることができる。

(専門部会)

第8条 専門的な事項を調査審議するため必要があるときは、子ども・子育て会議に専門部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部児童福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。
 - (天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一 部改正)
- 2 天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭

和36年1月天理市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表中第50号を第51号とし、第40号から第49号までを1号ずつ繰り下げ、 第39号の次に次の1号を加える。

40 子と	も・子育て会議の委員	日額	11,000	同上
---------	------------	----	--------	----

別表備考第3項中「第33号から第50号まで」を「第33号から第51号まで」に改める。